事業名	居住サポート住宅の供給促進

セールスポイント	・住宅セーフティネット専用住宅に適用している家賃低廉化や住宅改修費等の補助事業の対象を居住サポート住宅にも拡充する ・国の物価高騰対策による補助上限額の引き上げに対応して、セーフティネット専用住宅と居住サポート住宅の家賃低廉化補助と改修費補助額を引き上げる

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・区では高齢者や子育て世帯、障害のある方や所得の低い方など、住まい探しにお困りの方（住宅確保要配慮者）の入居を受けられる専用の住宅（セーフティネット専用住宅）の所有者等に対して家賃低廉化や改修費等の補助を実施している。

・令和7年10月の住宅セーフティネット法の改正により、居住支援法人等が住宅確保要配慮者のニーズに応じて安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う「居住サポート住宅」の認定制度が新たに創設された。

・国と東京都は、居住サポート住宅の供給促進のため、既存のセーフティネット専用住宅への家賃低廉化や住宅改修費等の補助対象を居住サポート住宅にも拡充し、その予算化を区市町村に勧奨している。

・単身高齢者の割合が高い本区では、セーフティネット住宅では対応が難しく、日常生活に援助が必要な高齢者の受け皿となる住宅と、オーナーの受入れリスクを軽減する仕組みが求められている。

・令和7年12月の国からの通知により、物価高騰を踏まえて住宅セーフティネット事業における家賃低廉化補助等の補助限度額が引き上げられることになった。

2. 目的

・居住サポート住宅とセーフティネット専用住宅の供給促進及び入居者・オーナーの負担額軽減。

3. 内容

・住宅セーフティネット事業における補助制度（家賃低廉化補助、住宅改修費補助、家賃債務保証料補助、少額短期保険料補助）の対象を、既存のセーフティネット専用住宅に加えて居住サポート住宅にも拡大する。

・住宅セーフティネット事業における家賃低廉化補助額を月額4万円から5万円に、改修費補助額の上限を200万円から250万円に増額する。

4. 今後のスケジュール

・令和8年2月～3月　補助要綱改正、制度周知
　　4月～　　居住サポート住宅への補助開始、上限額の引き上げ

事 業 費	3,500万 5 千円	うち新拡分事業費	938 万円